平成２１年（フ）第１４９号
新潟県小千谷市土川２丁目16番46号
債務者　友野さとみ
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
新潟県長岡市春日２丁目６番５号
債務者　長谷川正子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
新潟県長岡市三ツ郷屋２丁目４番地８、申立前の住所新潟県長岡市中島２丁目２番19号
債務者　高瀬　久治
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
大阪府茨木市東太田３丁目３番25号、申立時の住所新潟県長岡市希望が丘南５丁目３番地７
債務者　丹生　有洋
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
静岡県沼津市大塚1010番地の14　県営原団地Ｈ―104
債務者　泉澤三喜子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目９番17号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東１条18丁目４番５―1010号
債務者　平　　礼子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４８号
札幌市北区拓北３条４丁目１番15号
債務者　川合由美子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００４号
札幌市手稲区曙11条２丁目５番２号
債務者　村上　文一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２０号
札幌市北区北22条西８丁目２番22号　マリーハイツ10号
債務者　金子　裕一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３０号
札幌市北区北25条西６丁目１番10―301号
債務者　熊野　　親
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３８号
札幌市北区屯田６条７丁目３番５―105号
債務者　菊地　　實
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３９号
札幌市豊平区中の島２条10丁目６番１―205号
債務者　和田　直子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２７１号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番４―502号
債務者　寶福　慶子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８０号
札幌市北区北28条西８丁目２番10号　シャトーメロン104号
債務者　佐藤　睦子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９８号
札幌市西区発寒12条４丁目８番２―401号
債務者　後藤　信弘
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３３号
札幌市白石区川下１条５丁目２番23号
債務者　田口　祐子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３６号
北海道千歳市花園４丁目10番４―205号
債務者　青山　幸一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部